

住宅の応急修理の支援についてのお知らせ

令和8年8月27日に災害救助法が適用されたことを受け、高岡市では「住宅の応急修理の支援」を実施します。当支援の概要は下記に示すとおりです。住宅の応急的な修理を検討しておられる方は下記の内容をご確認のうえ、相談窓口までご連絡ください。

記

1 対象世帯

災害により被害を受けた住家が「大規模半壊」の判定を受けた方又は「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の判定を受け、自らの資力では応急修理をすることができない方。なお「準半壊に至らない（一部損壊）」は支援の対象外です。ご了承ください。

※ 自らの資力では応急修理をすることができない方の定義は定められておりません。ある程度収入があっても支出が多い方は対象になる場合があります。

※ 既に応急修理に着手されていても支払い前であれば対象になる場合があります。

※ 災害証明書において、「全壊」と判断された住宅についても、修理により引き続き居住が可能となる場合は、制度の対象となります。

2 対象工事

屋根や床、壁、窓、台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理が対象です。（納屋、車庫、空き家、家電製品は対象外です）

なお、工事の完了期限は令和8年11月26日です。

3 費用の限度額

- ・ 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合 : 757,000 円以内
- ・ 準半壊の場合 : 367,000 円以内

※ 費用は市から修理業者に直接支払います。

※ 限度額を超える部分は、自己負担となります。

4 相談・申請について

相談窓口、申請書の掲載HPは下記のとおりです。ご相談にあたっては、別添の「写真の撮り方」を参考に被害状況を撮影していただくスムーズです。もし被害状況の写真が取れない場合でもまずはご相談ください。

【相談窓口・申請窓口】

高岡市役所 6 階 都市創造部 建築政策課

電話 : 0766-20-1431 (平日 8 : 30~17 : 15) FAX : 0766-20-1477

メール : kentiku@city.takaoka.lg.jp

申請書の掲載HP

<https://www.pref.toyama.jp/1902/bousaianzen/saigai/20260827ooameshien2.html>